

大和国靈感寺と御靈信仰

鷺 森 浩 幸

はじめに

『類聚国史』天長五（八二八）年二月十五日条に次のような記事がみえる（一八二施入物）。

備前国稲一千束 充大和国靈感寺^一。

備前国の正税稲を支給するだけの簡単な記事であるが、ここから当時、大和国に靈感寺という寺院が存在したことが確認できる。本稿はこの寺院についていくつかの考察を行うものである。なお、この記事は靈感寺の創建記事とはいえず、創建時期はこれ以前と考えるべきであるが、具体的などころは不明である。

靈感とは神仏が示す靈妙な感応、不可思議な感応のことである。現在、インスピレーションの訳語として神仏

がのりうつつたような感じや人間の精神が感じとる靈妙な感応の意味が普通であるが。以下の事例に留意したい。

『続日本後紀』

承和元（八三四）年四月六日条

勅 防^三災未^レ萌 兼致^二豊稔^一。修善之力 職此之

由。宜^レ令^下畿内七道諸国 扨^二国内行者^一 於^二国分

僧寺^一 三ヶ日内 昼則^レ轉^二金剛般若經^一 夜則^レ修^中

薬師悔過^上。迄^二于事畢^一 禁^二断殺生^一。又如有^二疫

癘^一 各於^二国界^一 攘祭。務存^二精誠^一 必期^二靈感^一。

承和七年六月一三日条

勅 去年秋稼不^レ登 諸国告^レ飢。今茲疫癘間発 天

傷未^レ弭。加以季夏不^レ雨 嘉苗擬^レ燠。夫銷^レ殃受^レ

祐 必資^二般若之力^一 護^レ国安^レ民 事由^二修善之功

一。宜_下命_三五畿内_一 七ケ日間 昼_三転_二大般若経_一 夜
修_中薬師悔過_上。長官精進 必致_二靈感_一。修善之間
禁_二断殺生_一。

嘉祥二(八四九)年二月二五日条

陰陽寮言 今年疫癘可_レ滋。又四五月応_レ有_二洪水_一
者。勅 頃来染_レ疫之人 往々夭亡。夫護防之恃
実頼_二冥威_一。存濟之方 亦期_二梵力_一。宜_レ令_下五畿
内七道諸国 奉_二幣名神_一 兼復於_二国分二寺及定額
寺_一 一七ケ日 昼_三転_二経王_一 夜礼_中観音_上。如_レ法
修行 必呈_二靈感_一。

『日本三代実録』

貞観九年一月二九日条

勅曰(略) 水害・干害・疾疫の予言) 宜_下告_二天下諸
国_一 三日齋潔 令_上奉_二讀金剛般若及摩訶般若_一。
又命_二七大寺_一 講_二演仁王般若_一。以_二内舍人_一為_レ使
勾_二当其事_一。与_二專寺僧綱及別当三綱五師等_一。相
共勤加_レ察。但若来若去 応_レ物隨_レ機。苟无_二至誠_一
何通_二靈感_一。然則内外文武百官人等乃至庶人百姓
読経之頃 至_レ心帰_レ命 不_レ食_二薫血_一 慎_二忌_一殺

生一。(略)

引用が長くなったが、これらの史料で靈感の語はほぼ
同じ文脈で用いられたといえる。疾疫(疫癘)や水干害
など、あるいはその予兆が生じたなかで、昼の大般若経・
金剛般若経の転読や夜の薬師悔過や観音悔過を行い、そ
の際に靈感を実現する(得る)ことを求める。それは人々
が精誠・至誠を尽くし、法のごとく修行して行く結果と
して得られるのである。ここでの霊とはさまざまな災害
を引き起こす靈魂(怨霊)のことと解釈することができ、
御霊信仰と密接に連関することが読み取れよう。御霊と
明確に示されることはないが、六国史や『延喜式』『類
聚三代格』などの法制史料をみても、靈感の語が使用さ
れた時期はこのように限定され、この時期のみに集中的
に現れるようである。御霊の存在が強く意識され、御霊
信仰が大きく広がるのもこの時期であり、それとも適合
する。

それでは「靈感」寺とはいったいどのような性格や意
義を持ったのであろうか。¹⁾

一 靈感寺と「双墓」

この寺院に関する別の史料がある。

『日本三代実録』に二つの記事がある。ひとまず、『国史大系』に従って記すと次のようである。

(A)貞観三(八六一)年一〇月二二日条 授^二雲感寺無位^一檀本神從五位下^一。

(B)貞観八年五月二四日条 以^二大和国平群郡雲甘寺從五位下檀本神^一列^二於官社^一。

(A)に「雲、原作靈、抛下文貞観八年五月紀及神名式改、而此上恐脱大和国三字」と校訂注が付けられており、原本は「靈感寺」と記載するが、「雲感寺」と改めたことがわかる。貞観八年五月紀とは(B)であり、神名式とはもちろん「延喜式」神名上である。ここにも大和国平群郡の神社として「雲甘寺坐檀本神社」がある。

さて、この改訂は正しいであろうか。雲甘寺の名は(B)と「延喜式」で共通するが、「甘」「感」は音通するものと考え、(A)も同一の寺院をさすと考えるのが妥当であろう。『日本三代実録』の二つの記事と『延喜式』が同じ「檀

本神社」とする点からもまちがない。すでに伴信友が

「雲甘」の熟語はなく、「雲」は「靈」の誤りと推測しているが、²⁾「雲感寺」「雲甘寺」は語意がいまひとつ難解で、寺院の名としては不審である。「靈感寺」が理解しやすい。

「雲」を「靈」の誤写とみて、貞観三年一〇月二二日条の原本のとおり、この寺院が「靈感寺」であった可能性は大きい。ただし、『東京国立博物館古典籍叢刊 九条家本延喜式』で確認しても、やはり文字は「靈」ではなく「雲」のようである。これから、靈感寺は大和国平群郡にあり、檀本神社が併存し、それが貞観期に従五位下の位階を持つ官社となったことがわかる。

檀本神社は現存する神社である。これに関する近世以来の地誌の記載を掲出する。

『大和名所図会』

梨本祠 梨本村にあり 今は野馬田明神と称す 神

名帳に出づ

『大和志』

雲甘寺坐檀本神社 三代実録作靈感寺 貞観三十年十

月授從五位下 八年五月列於官社 ○在梨本已郡尾

邑 今称野馬田明神

『大日本地名辞書』

榑本神社 三代実録云 貞観三年 平群郡靈甘寺榑

本神叙位 延喜式云 雲甘寺坐榑本神社 大和志云

雲甘寺坐榑本神は梨本村野馬田明神なり 県名勝

志云 梨本の字宮脇に在り

『大和志料』

雲甘寺坐榑本神社 延喜式に見ゆ 平群村大字梨本

の村社たり 祭神詳ならず(注・特選神名帳には不

詳 明細帳には菊理比売命とあり) 但し雲甘寺

三代実録に靈感寺に作る 已廢し址詳ならず

梨本村は現在の奈良県平群町梨本にあたる。寺院の名

称は雲甘寺とされるが、これは『延喜式』などに基づく

ものである。宝永三(一七〇六)年の記録に「白山権

現社」とあり、上にもあるように、野馬田明神と称され

たようである。また、明治二五(一八九二)年の『当神

社明細帳』にもとは東四町の己郡尾(ミコホリヲ)にあつ

た雲甘寺の鎮守社であつたが、寺が廢され、現在地に遷

座されたという伝承が記録される。⁽³⁾

靈感寺は現在の榑本神社の鎮座地から東四町の地点に存在したようであるが、そこに近接して、現在、長屋王・

吉備内親王墓に比定される墓が存在する。長屋王墓は現

在、直径一五メートル、高さ一・五メートル程度の円墳

状の形態であるが、下に削平された六世紀前半の前方後

円墳(梨本南2号墳)が存在する。吉備内親王墓は直径

二〇メートル程度の円墳である。埴輪をともない横穴式

石室をもつた古墳と考えられ、奈良時代の墓とは考えに

くい。二つの墓ともに被葬者は特定されていない。これ

についても地誌を掲出する。

『大和名所図会』

双墓 梨本村にあり 一は左大臣長屋王 一は吉備

内親王なり

『大和志』

双墓 在梨本村 一称長墓 左大臣正二位長屋王

一称宇司墓 二品吉備内親王 続日本紀曰 天平元

年二月 遣使葬長屋王及吉備内親王屍於生駒山 内

親王日並智皇子之女長屋王之夫人也

『大日本地名辞書』

双墓 梨本（上之莊の南）の東方字前と云所に長尾塚牛尾塚あり 相伝ふ長屋王吉備内親王の墓なりと（県名勝志）続日本紀曰 天平元年二月十二日 遣使葬長屋王及吉備内親王屍於生馬山

『大和志料』

双墓 平群村大字梨本にあり 何人の墓なるを詳にせず。大和志に「一称長墓 左大臣正二位長屋王 一称宇司墓 二品吉備内親王 続日本紀曰 天平元年二月 遣使葬長屋王及吉備内親王屍於生駒山 内親王日並智皇子之女長屋王之夫人也」と見ゆ 『大和志料』は「フタリ」（双の部分）とかなをふる。どう読むかは確定的でないが、双を「ならび」と読めば、楯本（ならもと）とつながるかもしれない。二つの墓は「なが」墓、「うし」墓と称されたようであり、「なが」から長屋王と結びつけて理解されるようになったのであるろう。

長屋王・吉備内親王墓と判断できないにしろ、墓の存在自体は古代にさかのぼらせて考えることができるかも

しれない。寺院名としての「霊感」が御霊信仰との関わりを想起させ、近接して墓らしきものがあつたとすると、これはいわゆる陵（墓）寺である。この地に墓・寺院・神社のセットが存在し、御霊祭祀の場となっていた可能性がある。

西山良平の指摘するように、八世紀末〜九世紀初期に怨霊を鎮めるためにその墓の近辺に寺院（陵寺）が創建された。その例を確認しておく。まず、淳仁天皇の例である。宝龜三（七七二）年八月、使を淡路国に遣わして（廢帝（淳仁）を改葬し僧六〇口を屈請して設齋行道した。そして、当地の年少で淨行ある者二人を得度させ、常に「墓側」に住ませ功德を修めさせた。宝龜九年三月に淡路親王（淳仁）の墓を「山陵」と称し、その母当麻山背の墓を「御墓」と称し、随近百姓に守らせた。このころ、皇太子山部親王が不子であった。得度した年少者が住んだのは陵に近接する寺院（堂舎）といえる。

もっとも著名なのが早良親王の事例である。延暦二四（八〇五）年正月、早良親王（崇道天皇）のために陵のあった淡路国に寺院が創建された。これは靈安寺という名で

あつたらしく、翌月に小倉が作られ、稲・調庸綿が収納された。もちろん怨霊を慰めるためであった。四月に改葬崇道天皇司が任命され、大和国に新たな山陵が作られた。『延喜式』諸陵寮に「八嶋陵 崇道天皇 在大和国添上郡一 兆域東西五町 南北四町 守戸二烟」とある。その後、大同元年に八嶋寺が創建された。さらに、崇道天皇社も存在した。八嶋陵は奈良市八島町に現存するが、寺・神社は存在しない。

井上内親王の山陵（『延喜式』諸陵寮に「宇智陵」五條市御山町）に隣接して靈安寺が創建された。宝亀八（七七七）年一二月に改葬し、墓を「御墓」と称することとなり、翌年正月に改葬が行われた。延暦一九（八〇〇）年七月に、早良親王の天皇号追称と同時に井上を皇后と復称し、墓を山陵と称することとなった。靈安寺の創建は改葬あるいは皇后復称の直後と推定される。かつて塔心礎やその周辺が発掘調査され、検出された鎮壇具に延暦一五（七九六）年鑄造の隆平永宝が含まれることからおおむねこの時期に塔が造営されたと考えられる。弘仁七年一〇月二三日太政官符（『類聚三代格』一四）に「此

寺構作年久 徒有伽藍之名 未レ修說法之事」とあり、この時に正税四〇〇〇束を割き出挙の息利を春秋悔過・修理料にあてることとされた。また、井上内親王を祀る御霊神社も存在する。ここには平安時代後半のものとみられる神像があり、中世の史料によると、桓武天皇の創始とされる。大同四（八〇九）年七月、井上内親王の吉野山陵で掃除と読経が行われた。これは山陵が崇をなし、干害が発生したからである。弘仁一（八一〇）年一二月にも吉野山陵で読経が行われた。

早良親王や井上内親王の山陵に付属する寺院が靈安寺という名を持つことはやはり注意される。ここでの霊の意味は怨霊の意味である。靈安とはそれを安んずることであろう。靈感寺も怨霊たる靈に感応した寺院であり、八島寺や靈安寺と同じような時期に同じような状況のもとで創建されたと思われる。

二 貞観期の怨霊と靈感寺

榎本神社に位階や官社の格が与えられた時期の状況を概観してみる。表Ⅰは貞観元（八五九）年から一〇年ま

表 I 貞観 1～10年の災異と対策

年	月	内容
貞観元	8	5月から霖雨により大和国丹生河上雨師社で止雨祈願 大風雨により京師の人居の壊れるもの多し
	9	賀茂御祖・別雷・松尾・黄布祢・乙訓・稲荷社で止雨祈願 山城国月読社・木嶋社・羽東志社・水主社・樺井社・和岐社・大和国大和社・石上社・大神社・一言主社・片岡社・広瀬社・竜田社・巨勢山口社・葛木水分社・賀茂山口社・当麻山口社・大坂山口社・膽駒山口社・石村山口社・耳成山口社・養父山口社・都祁山口社・都祁水分社・長谷山口社・忍坂山口社・宇陀水分社・飛鳥社・飛鳥山口社・畝火山口社・吉野山口社・吉野水分社・丹生川上社・河内国枚岡社・恩智社・和泉国大鳥社・摂津国住吉社・大依羅社・難波大社・広田社・生田社・長田社・新屋社・垂水社・名次社で止雨祈願
	10	諸国の天神地祇に奉幣（9月の祈願の効果あり稔りあり）
貞観2	5	地震・雷電・雹により端午節停止
	6	5月から霖雨・大水
	9	大風により京師の百姓廬舎の破損甚だ多し 風雨やまず都城の東西2河洪水 浜海の地で潮水が漲溢
	10	真如の上表により大和国平城京中の水田55町余を不退・超昇寺に施入（亡霊の宿心を破らず聖朝の冥助に資するため）
	11	烈風雷雨 人々の廬舎が多く破損
貞観3	3	東大寺で無遮大会を設け大仏を供養
	5	近京名神七社で祈雨
	8	赤痢が流行し子供が罹患し死者多し
	10	靈感寺の楯本神に叙位
貞観4	5	霖雨やまずさらに雷電大雨となり庭に水があふれる
	6	平城旧京中勅旨田30町を高岳親王・紀種子・大原全子・藤原乙名子に返し興福寺宿院に与える 5月から霖雨により飢饉
	9	京師の井泉が枯れ勅して神泉苑の西北門を開き水を汲むのを許す
	12	在原善淵の奏上により高丘親王の創建した堂舎の地に一舎の建立を許す
貞観5	1	咳逆病のため内宴を停止 御在所・建礼門・朱雀門で大赦 京師で賑給（前年冬から咳逆病の死者甚だ多し）
	2	大和国吉野郡高山で祭事を行い虫をはらう 多武峰墓（藤原鎌足墓）の四履内での百姓の伐木放牧を禁止
	3	諸国の名神に奉幣（咳逆病の流行に神の感応あり） 疫病の予兆があり安居中の経王講説を命じる
	4	この月、霖雨
	5	平野社の久度・古閑神・合殿比売神に叙位 神泉苑で御霊會を修する（疫病が流行し死亡する者甚だ多し）
	6	この月、霖雨
	7	崇りの予兆により大極殿で伊勢大神を奉禱
	8	神泉苑で修法を行う

貞観6	5	霖雨により京師で賑給 駿河国富士郡の浅間大神大山（富士山）が噴火
	7	平野社の今木神に叙位 富士大山大噴火 神社の修造・修飾を命じる
	8	浅間名神に鎮謝し奉幣
	11	畿内・山陽道・南海道に疫病の予兆があり、般若大乘を転読
	12	肥後国阿蘇郡の健甕竜命神霊池が震動・池水の沸騰あり
貞観7	2	肥後国阿蘇郡の神霊池の異変により寺院での薫修（金剛般若経の転読）・神社での奉幣、賑給、租税未納の免除を命じる 神霊池の異変について宇佐八幡大菩薩に祈願 同 じく山階山陵・柏原山陵・嵯峨山陵・深草山陵・田邑山陵に祈願
	4	内裏・諸司諸所で十善戒を受け、般若心経を読む（前年の咳逆病・今年の変疫のため）
	5	神泉苑・七条大路衢で般若心経を読み、夜に佐比寺僧惠照が疫神祭を行う 伴健岑を 放免し勅により出雲国に移す 多武峰墓辺寺に居住する近土賢基に米を支給し墓の四 至内を検察させる 雷雨 霖雨
	12	甲斐国八代郡の浅間明神祠を官社とする（八代郡の暴風大雨など・富士山の噴火のため）
	1	陸奥国の鹿嶋大神の苗裔神に奉幣し、鹿嶋大神宮の造宮材確保のために周辺に樹木を植 える
貞観8	2	肥後国阿蘇大神に奉幣。同神に対し金剛般若経、般若心経を、大宰府の城山四王院に対 し金剛般若経・般若心経を転読 摂津国住吉神社で金剛般若経・般若心経を転読
	3	紫宸殿で大般若経を、近京26寺・大和国香山・長谷・壺坂寺で金剛般若経を転読
	閏3	京城の貧窮者を鴨川辺に集め新銭・飯を支給 近京33寺で金剛般若経・般若心経を転 読
	4	近京16寺・近江国梵釈寺・崇福寺で金剛般若経・般若心経を転読
	5	大和国平群郡の靈感寺の檀本神を官社とする 霖雨
	6	大旱により飢餓となり京師の人が多く東堀河の鮎を捕る 楯列山陵（神功皇后陵）守 が多く樹木を伐採し炎旱が発生、山陵に奉謝
	7	宮城中・京畿七道諸神および大和国丹生川上雨師神に祈雨 賀茂御祖・別雷・松尾・ 丹生川上・稻荷・水主・貴布祢神に祈雨
	10	藤原良繼墓に守冢徭丁を置く 東大・興福・元興・薬師・西大・大安・法華・延暦寺 で大般若経を転読 近京33寺で金剛般若経・般若心経を転読
貞観9	1	疫病の予兆により諸国で仁王般若経を転読し鬼気祭を行う
	2	前年の旱により京師で飢餓、賑恤 豊後国速見郡鶴見山の三池が震動し異臭が生じ、 磐石が飛び温泉が沸騰
	4	豊後国の鶴見山の火男・火売神に謝し大般若経を転読 飢饉 霖雨
	5	月次祭・神今食を延期 宮城京邑の病苦・死喪者が多く朱雀門前で大祓 前月から 霖雨
	8	肥後国阿蘇郡の山嶺が震動し崩れる（言上）
	11	諸社に班幣（疫病・風雨の予兆にもかかわらず稔りあり）
貞観10	7	大和国吉野郡の深山の沙門道珠に布米を施す 播磨国で大地震があり官舎・定額寺の堂 塔などすべて倒壊
	8	霖雨
	9	14神に対して奉幣し止雨祈願

での自然災害やそれに対する宗教的なものも含む対策を『日本三代実録』からおおまかに拾い上げたものである。従来から注目されてきたように、この時期はさまざまな自然災害や伝染病の流行などが起きた。夏の霖雨は毎年のように起き、干害もめだつた。貞観五年の咳逆病の大流行や翌六年の富士山の大噴火、阿蘇山の神霊池の異変など、大きな異変も相次いだといえる。

さまざまな対策が実行されたなかで、まず、注目すべきは貞観五年五月の神泉苑での御霊会である。周知のごとく、この御霊会は百姓が咳逆病に多く罹患したことへの対策で、この時、御霊とされたのは崇道天皇（早良親王）・伊予親王・藤原夫人（吉子）・観察使（藤原仲成）・橘逸勢・文室宮田麻呂の六人の霊であった。当時、御霊として強く意識されたのはこの六人であったことはまちがいない。

貞観二年から八年にかけて真如（高丘親王 平城天皇の子）や在原善淵（高丘親王の子）が主導して平城天皇に関わる水田の施入などの措置が行われた。二年、真如の上表により、もともと大同四年に上毛野・叡努・石上

内親王（いずれも平城の子）に与えられた平城京中の水田が不退寺・超昇寺に施入された。これは内親王らがかつて施入したものの、その後收公されてしまった水田であった。不退寺は平城天皇の萱の御所跡に在原業平（平城天皇の孫 父阿保親王）が創建したと伝承され、超昇寺は高丘親王が承和二（八三五）年に楊梅宮の跡地をたまり創建したと伝承される。これについて、真如の上表に「不_レ破_二亡_レ霊之宿心_一 将_レ資_二聖朝之冥助_一」とその目的が記される。文字通りのその意味は亡霊の宿心を破らず（宿心の通りにし）、天皇の冥助に資することであるが、かつて内親王たちに与えられた水田が収公されたことが亡霊の宿心を破る行為であったと解釈できる。つまり亡霊とは平城天皇自身の霊と理解することができ

る。
貞観四年六月に同じく平城京中の勅旨田が高岳親王・紀種子・大原全子・藤原乙名子に返され、さらに興福寺宿院に与えられた。同年二月に在原善淵が奏上し高丘親王の創建した堂舎が荒廃したので一舎を建立することを求め、許可された。善淵の奏上のなかにやはり平城天皇が登場す

る。本文に次のようにある。「善淵自_下在_二童齡_三之年_上。平

城天皇別賜_二恩隱_一。荷_レ戴_レ之德。猶欲_レ灰_レ身。自_二宮車晏駕_一。常念_二結_二精廬於陵次_一。以作_二念仏之地_一。聊且所_レ得白業。即便奉_レ資_二御靈_一。丘山之恩。以補_二万_一。假使世累未_レ免者。以_二得意_一僧_一。代_レ身令_二住持_一。至_二于婦老之時_一。將_二果_二出世之願_一。而年鬢漸衰。心事未_レ合。望_二山陵_一而泣_レ血。顧_二簪纓_一而胡顏。善淵が子供の頃、平城天皇からことに恩隱をうけたこと、宮車晏駕すなわち、平城の死後、山陵のそばに精廬を結んで念仏の地とし、善業を行い御霊を奉資しようと思ってきたこと、それが果たせずに年を取り、落胆していたことが述べられる。ここにも「御霊」の語があるが、平城天皇の恩に報いるのであるから、これもやはり平城天皇の霊である。そこで、善淵は禪師親王（高岳親王）の堂舎の地に一舎を建てるというのである。貞観八年三月、平城京内の田が善淵に与えられた。この田は、上の奏上に基づき、善淵が京内の荒地を買得して開墾し、精舎修理の資としたものの、内蔵寮が格によるとして収公し勅旨田としたものであった。ここで上の奏上は「奉_二為平城太上天皇_一。建_二精舎於陵次_一」と簡

潔にまとめられた。

以上、真如や在原善淵によって平城天皇の存在がクローズアップされた感が強い。西山の指摘するとおり、彼らはこのような形で断続的に平城天皇の山陵（楊梅陵）に陵寺を造営したのであった。なお、真如はこの時期に入唐求法を志して、貞観三年三月に許可され、九州に入り、翌年に大宰府を出航した。

貞観五・六年の平野社の四神（今木神・久度神・古閨神・比売神）に対する叙位は高野新笠に関係し、早良親王（および桓武天皇）につながるかもしれない。貞観五年二月に使いを大和国吉野郡の高山に遣わして祭事をおこない（虫害のため）、一〇年七月に大和国吉野郡の深山にある沙門道珠を召し布米を与えたのは井上内親王と関わりがあるかもしれない。大同四年三月に干害を防ぐために井上内親王の「吉野山陵」を掃除して読経をし、嵯峨天皇の治世の弘仁元年一二月にやはり「吉野陵」で読経を行った。さらに貞観七年五月に承和の変で隱岐国に配流された伴健岑が赦に会い放免され入京するという報告があり、出雲国に移すこととされた。これはもちろん、承和

の変に関わることがらである。また、多武峰墓（貞観五・七年）や鹿嶋神や阿多墓（藤原良繼）など藤原氏にまつわることがらもある。これは藤原仲成や菓子とつながるかもしれない。

明確に判断できる事例は多くないが、神泉苑の御霊会で御霊とされた人物がこれ以外のケースでも慰撫の対象となったことは認められよう。当時、主として恐れられた怨霊はこれらおよびややさかのぼる井上内親王などであった。表Ⅰをみる限り、長屋王や吉備内親王の怨霊がこの時に問題となった形跡はないように思われる。やはり一二〇年から三〇年程度の前の長屋王・吉備内親王の霊は当時の人のさしあたって認識の外にあったのではないかと思われる。

御霊と寺院の関係を整理しておく。早良親王陵は八嶋陵で、ここにすでに八嶋寺があった。また、幽閉された乙訓寺もやはり早良親王の追善と深く関わった。大同五年七月に平城天皇の不予のために川原・長岡寺で誦経が行われた。長岡寺とは乙訓寺のことと思われる。弘仁二（八一）年に空海は高雄山寺から乙訓寺に移り住み、

一年程度その修造に従事した。

伊予親王・藤原吉子について桜木潤の研究が詳細であるが、^⑥寺院の点でまとめると、前掲のように、大同五年七月に川原寺でも誦経が行われたこと、天長四（八二七）年正月に勅により大和高市郡の贈皇后（高志内親王）の墾田を春秋悔過料として橘寺に施入し、綿を川原寺に施入し誦経させたことが注目される。これに関わり、淳仁天皇の願文が『性霊集』に収録される。それによると、この時、伊予親王の追善のために法華八講が行われ、空海ら当時の高僧が関わった。川原寺は伊予親王・藤原吉子の最期の地である。伊予親王・藤原吉子の場合、主に川原寺で追善の行事などが行われたようである。『延喜式』諸陵寮によると、伊予親王の墓は山城国宇治郡の巨幡墓であった。神泉苑の御霊会で祭られることはなかった井上内親王の宇智陵には靈安寺が付属した。

早良親王や井上内親王の陵と墓および寺院は別に確認でき、靈感寺と結びつくことはない。伊予親王の場合も墓は別に存在し、彼と母藤原吉子の追善の場合は川原寺であった。また、橘逸勢や文室宮田麻呂は靈感寺の創建よ

り後の時期の御霊である。これらの怨霊は靈感寺とは関連がなからう。神泉苑の御霊会で祭られたものに限定して、かつ、消去法であるが、靈感寺・檀本神社・二つの墓は藤原薬子の変と関わる可能性がもつとも強いと考える。ひとつは貞観期に平城太上天皇に関わる寺院(陵寺)の整備が考えられること、もうひとつは藤原仲成が御霊として祭られたことよって。長屋王・吉備内親王墓の可能性ももちろん考慮すべきであるが、そのまま理解するのは難しいと思われる。

三 薬子の変と怨霊

西山良平の指摘するように、平城は御霊ではない。藤原薬子の変はそれ自体の内容や意義にも議論となるべき点があるが、怨霊の点でも問題は残る。井上満郎⁽⁷⁾は神泉苑の御霊会での「観察使」を橘逸勢の官職とする解釈を示したが、現在、有力な見解とはいえない。宮崎浩⁽⁸⁾は仲成の罪は形式上、冤罪とはいえず、伊予親王事件に関与した加害者の性格をもちあわせもつとした。

弘仁元(八一〇)年、二所朝廷と呼ばれたような対立

のなかで、九月に平城太上天皇は平城宮へ遷都する命を出した。坂上田村麻呂・藤原冬嗣・紀田上らが造宮使に任命された。しかし、その直後、嵯峨天皇は伊勢・近江・美濃国府および故関(三関)を固め、藤原仲成を捕らえ、藤原薬子と仲成を処罰する詔を出した。平城に近侍した藤原真夏や文室綿麻呂が平城宮から召され、上毛野穎人から平城の東国脱出の報がもたらされた。坂上田村麻呂らが美濃道を防いだ。平安京において仲成が射殺された。平城太上天皇は藤原葛野麻呂や藤原真雄の諫言にもかかわらず脱出を試みたが、大和国添上郡越田村で諦め平城宮にもどり剃髪入道した。藤原薬子は自殺した。このよ

うな動向のなかで、仲成と薬子の過酷な境遇が際立つ。平城に近侍した貴族たちは次々に離脱し、平城自身が孤立していった。最後まで残ったのは薬子程度であった。仲成は早い段階で落命した。

弘仁四年六月七日長講金光明経会式に、慰撫すべき対象として藤原仲成御霊や藤原内侍御霊がみえるので、この時にすでに仲成や薬子の怨霊が問題となっていたことがわかる。⁽⁹⁾しかし、その後、神泉苑の御霊会で観察使(藤

原仲成)が御霊として慰撫の対象となるまでの状況はかなり不明確である。藤原仲成は祟りをなすことがなかったとする見解もある。

弘仁四年頃、飢饉や疫病の流行にみまわれていた。同年五月二五日勅で賑給を行い政府の蓄えがなくなった状況を指摘し、たやすく賑給を請うことを禁じた。翌年七月二四日勅は「大同以来 疾疫間発」と述べ班田の遅れたケースを次の年限の起点とすることを命じた。七年九月に嵯峨天皇が不予となった。八年六月に祈雨が行われた。干害が発生したらしいが、翌年三月に水干害のために臣下の封禄を削減することとなり、その後祈雨の記事がみえはじめた。四月二三日詔に「去年秋稼燹傷不_レ収 今茲新苗播殖望絶」とあり、八年の収穫が大きな打撃を受けていたことを示す。この年も干害に悩まされ、七月に東国で地震が起き、九月に伝染病が発生した。九月一〇日に詔が出され、諸国の金光明寺での金剛般若経転読が命じられ、諸国が言上した八年以前の租税未納の原免が認められた。

視点を变えて、嵯峨天皇・平城太上天皇の周辺をみ

る。弘仁八年四月、朝原内親王が死去した。朝原は桓武天皇と酒人内親王の子で平城天皇の妃であった。葉子の變の時、平城太上天皇に同行せず、弘仁三年に妃の地位を辞した。なお、その直後に同じく大宅内親王も妃の地位を辞した。弘仁八年五月に藤原緒嗣の奏により、贈皇后藤原帯子の国忌を除いた。帯子は藤原百川と藤原諸姉(藤原良継の女)との間の子で、平城の妻(皇太子妃)となったが、即位前の延暦一三年に病氣のため死去した。平城の即位とともに顕彰され、皇后を贈られた。弘仁八年八月、橘常子が死去した。彼女は桓武の後妃で大宅内親王の母である。桓武の寵を受けたが、その死後出家した。平城太上天皇は従三位に叙した。

次いで九月に葉子の夫中納言藤原繩主が死去した。繩主は葉子の變の時に大宰帥の地位にありこの事件に関与しなかった。中納言任命は弘仁三年。繩主の死去から約一年後、弘仁九年一月に中納言藤原葛野麻呂が死去した。この人物も前述したように、平城太上天皇に近侍したが、平城の動きに同調しなかった。一二月に右大臣藤原園人死去が死去した。園人は嵯峨天皇の皇太弟時代に

皇太弟傳も任じられて以来、嗟峨の信頼を得、弘仁三年に右大臣となった。短期間に、中納言以上の議政官が三人死去したのである。残ったのは大納言藤原冬嗣、中納言藤原緒嗣・文室綿磨、参議秋篠安人・紀広浜・多治比今麻呂・良峰安世・藤原三守であった。

これらの上層の議政官のあいつく死去が怨霊と結合された可能性はあると思われる。弘仁一〇年三月に伊予親王・藤原吉子が本位号に戻されたのはこれと関わりがあるろう。この時期の自然災害や高官たちの死去はひとまず伊予親王事件の怨霊と結びつけられたと考えられる。桜木潤がこの時の干害と最澄の経の長講や空海の関与した伊予親王・藤原吉子追善のための法会との関わりを示している。¹⁰⁾

この時、平城太上天皇周辺あるいは藤原薬子の変と関わる人物が相次いで死去したことは事実であり、確証は得られないが、薬子の変に関わる怨霊が認識された可能性があると思われる。しかし、これは平城太上天皇の怨霊ではない。平城は存命であるからである。やはり仲成や薬子の怨霊が問題であり、それは平城太上天皇の周

辺の、最終的に仲成や薬子に同調しなかった人物の死去に結びつけられたのではなからうか。平城自身がどうであったかは問題であるが、朝原・大宅内親王や藤原繩主・葛野麻呂はこの計画に積極的に関与しなかったのは事実であろう。そもそも、この計画は平城の周辺でも受け入れられず、平城の陣営から脱落者が続出し、仲成や薬子（および平城）が孤立していった印象が強い。仲成や薬子の怨霊はそういった平城周辺の人物に危害を及ぼしたと認識された可能性が強い。なお、藤原帯子の忌日を国忌から除外したことはおそらく仲成や薬子の行為に対する謝罪の意味があり、怨霊の慰撫とは位相が異なると思われる。それを申し出たのは帯子の兄弟で仲成・薬子の近親であった藤原緒嗣であった。

次に、靈感寺に正税が与えられた天長五年頃の状況を見てみる。まず、弘仁一四年に嗟峨天皇は讓位し大伴親王が即位した（淳和天皇）。この前後に平城太上天皇は平城宮の諸司の廃止や太上天皇号と服御物の辞退を求めた。その後、天長元年七月に平城は没した。平城に日本根子天推国高彦尊の諡号が贈られ、楊梅陵に葬られた。

楊梅陵は『延喜式』諸陵寮に「平安宮御宇日本根子推国高彦尊天皇 在三大和国添上郡一。兆域東西二町・南北四町。守戸五烟」とある。

さて、三年末頃から、淳和天皇は病氣だったようで、四年正月の朝賀を停止し、天皇は踏歌節会にも出御しなかった。これは稲荷神社の木を伐った罪とされた。二月に、伊勢斎内親王（氏子内親王）が病氣により退出することとなり、五月頃から干害となり、空海が祈雨を行い、降雨となるようなこともあった。七月以降、地震が頻発し、この傾向は五年まで続いた。同年五月に京が洪水になった。これは北山神の妨げとされた。

さまざま対策が取られたが、注目すべきは以下のような事項である。天長四年正月の橘寺への墾田施入や川原寺での誦経は伊予親王・藤原吉子の怨霊を慰撫するためであった。淳和天皇の法華八講の願文（天長皇帝為故中務卿親王捨田及道場支具入橘寺願文 『性霊集』六）はこれと関係する。空海がこの法会に奉仕したが、空海は祈雨も行った。伊予親王・藤原吉子の怨霊が問題となったことがわかる。五年十一月に大宅内親王が出家したこと

にも留意したい。前述したように、彼女は平城天皇の元妃であった。この出家の事実はやはりこれらの災害などと薬子の変がつながっていることを暗示するのではないか。なお、大宅内親王はこの後、嘉祥二（八四九）年に死去した。

貞観の御霊会において、藤原仲成が御霊の一柱とされたのはまちがいないが、それは突然に出現したわけではなく、やはり、前の段階でそれに起因する現象が起きていたと思われる。それとして明記されることはないが、まず、仲成（や薬子）の霊は、平城太上天皇の周辺で彼らに同調しなかった人物に危害を及ぼし、在位の嵯峨天皇自身に強く迫ったのではなかったと思われる。その意味で、怨霊としての脅威はやや弱いと認識されたかもしれない。しかし、弘仁期後半および天長五年前後に藤原仲成や薬子の霊が問題となったことは推測できる。靈感寺の創建（時期は不明であるが）、正税の施入、檀本神の叙位・官社への編入の背景にあったのはこのようなことであったと憶測しておきたい。

おわりに

本稿の結論を改めて示す。

(1) 『類聚国史』に登場する大和国の靈感寺とは『日本三代実録』・『延喜式』の雲甘寺と同一実体で、靈感寺が正しい名称である。

(2) 靈感寺は檜本神社（奈良県平群町）の東方に存在し、それに近接して、いわゆる長屋王・吉備内親王墓が存在する（「双墓」）。これは墓・寺院・神社が一体となつて存在する、怨霊祭祀の場であつた可能性がある。

(3) 靈感寺は薬子の変の際の怨霊（藤原仲成や藤原薬子）と深く関係したと思われる。

(4) 彼らは弘仁期中頃、天長五年頃、貞観期前半頃に強く怨霊として認識され、靈感寺への正税の施入、檜本神への叙位、官社への編入などの慰撫のための措置がとられた。

最後に二つの問題を簡単に論じておく。まず、現長屋王・吉備内親王の墓が実は何かであるが、これは藤原仲

成・薬子兄妹などと関わるという以上のことはわからない。この点はまず、彼らのような罪人の墓がそもそも存在したのかから検討する必要がある。もうひとつ。改めて、貞観期の、亡き平城太上天皇をめぐる動向を見てみると、平城自身の「宿心」やその追善が問題とされていた。平城自身が何か満足しない境遇にあつたかのごとくである。これはここまで論じてきたことと整合しないようである。怨霊は、貞観期でもそうであるが、藤原仲成や薬子の霊であつた。怨霊のあり方（認識のあり方）が変化しつつある状態を看取できるともいえようが、詳細は不明である。これらについて今後の課題としたい。本稿は檜本神社が現在、当該の地にあることから出発した論考であり、その点で、事実認定のうえで心許ない部分があるのは事実であるが、ひとつの仮説として、一応の結論を提示するものである。

注

(1) 以下の記述において六国史を根拠とすることが多いが、それぞれについて典拠を示すことはしない。

- (2) 『式内社調査報告 京畿内二』
 (3) 『式内社調査報告 京畿内二』
 (4) 西山「(陵寺)の誕生」(大山喬平教授退官記念会編『日本国家の史的特質』古代・中世(思文閣出版 一九九七年))
 (5) 最近の研究として西本昌弘『早良親王』(吉川弘文館 二〇二〇年)
 (6) 桜木潤「嵯峨・淳和朝の「御霊」慰撫」(『仏教史学研究』四七―二二〇〇五年)
 (7) 井上満郎「御霊信仰の成立展開」(『奈良大学紀要』五一九七六年)
 (8) 宮崎浩「貞観五年御霊会の政治史的考察」(『史学研究』一九八 一九九二年)
 (9) 桜木潤『三部長講会式』にみえる御霊」(『史泉』九六 二〇〇二年)
 (10) 桜木注6論文。宮崎注8論文はこれを藤原冬嗣の北家安泰の祈願によるとする。また、大江篤「伊予親王の怨霊と川原寺」(同『日本古代の神と霊』(臨川書店 二〇〇七年) 初出二〇〇三年)はこの時、霊の存在は問題となっておらず、伊予親王事件の関係者が弘仁元年に復位されたのを受けて二人の復位も行われたとする。いずれの説にも従えない。

〔付記〕

本稿はJSPS科研費18K00979・基盤研究(C)「日本古代の畿内・近国における牧の総合的研究」(代表 奈良大学吉川敏子)による成果の一部である。